

令和 6 年 9 月

伊那市議会定例会議案書

令和 6 年 8 月 2 9 日

令和6年9月伊那市議会定例会議案目次

議案第1号	市道路線の認定について……………	4
議案第2号	市道路線の変更及び認定について……………	5
議案第3号	市道路線の変更について……………	7
議案第4号	請負契約の締結について……………	8
議案第5号	長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について……………	9
議案第6号	伊那市組織条例等の一部を改正する条例……………	11
議案第7号	伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等 に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第8号	伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る 基準を定める条例の一部を改正する条例……………	15
議案第9号	令和5年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について……………	17
議案第10号	令和5年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について…	18
議案第11号	令和5年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認 定について……………	19
議案第12号	令和5年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定につい て……………	20
議案第13号	令和5年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について…………	21
議案第14号	令和5年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について…	22
議案第15号	令和5年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定 について……………	23
議案第16号	令和5年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について…………	24
議案第17号	令和5年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について…………	25
議案第18号	令和5年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について…………	26
議案第19号	令和5年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認 定について……………	27
議案第20号	令和5年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算 認定について……………	28
議案第21号	令和5年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について……………	29
議案第22号	令和6年度伊那市一般会計第4回補正予算について……………	30

議案第23号	令和6年度伊那市介護保険特別会計第1回補正予算について……………	31
議案第24号	令和6年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第1回補正予算に ついて……………	32
議案第25号	令和6年度伊那市水道事業会計第1回補正予算について……………	33
議案第26号	令和6年度伊那市下水道事業会計第1回補正予算について……………	34
議案第27号	令和6年度伊那市自動車運送事業会計第1回補正予算について……………	35

市道路線の認定について

下記のとおり市道路線の認定を行いたいのので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 7 4 2 7	大芝 19 号線	西箕輪 2148 番 875 先	西箕輪 2148 番 5 先		メートル 475.0	メートル 10.0

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、伊那インター工業団地整備に伴い、路線を整備するため、提案する
ものであります。

市道路線の変更及び認定について

下記のとおり市道路線の変更及び認定を行いたいのので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項及び第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I - 6 1 0 0	前坂線	前	東春近 958番先	東春近 7192番先		メートル 1,947.8	メートル 2.6～6.4
		後	東春近 958番先	東春近 6806番 2 先		1,322.0	2.6～6.4
I - 6 1 4 2	東原 1 号線	前	東春近 9905番先	東春近 7171番先		1,820.7	2.7～6.0
		後	東春近 9905番先	東春近 7000番 7 先		905.0	3.2～6.0

認定路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
					延 長	幅 員
I - 6 3 8 3	東原 3 3 号線	東春近 7711番 1 先	東春近 7192番先		メートル 480.0	メートル 3.5～3.6
I - 6 3 8 4	東原 3 4 号線	東春近 7732番 1 先	東春近 7171番先		590.0	2.7～4.0

令和 6 年 8 月 2 9 日 提 出

伊 那 市 長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、東原工業団地整備に伴い、路線を整備するため、提案するものであります。

市道路線の変更について

下記のとおり市道路線の変更を行いたいのので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

記

変更路線

路線番号	路線名	区分	起 点	終 点	重要な 経過地	参 考	
						延 長	幅 員
I - 1 2 4 2	春日町 2 号線	前	西町 4908 番 8 先	西町 4908 番 3 先		メートル 93.5	メートル 1.8～3.0
		後	西町 4908 番 8 先	西町 4900 番 12 先		75.0	2.6～3.0

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

上記の路線は、医療法人暁会（仁愛病院）の進入路の設置に伴い、路線の一部を整備するため、提案するものであります。

請負契約の締結について

美すずスポーツ公園運動場改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、伊那市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年伊那市条例第 47 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 美すずスポーツ公園運動場改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 一般競争入札による契約 |
| 3 | 契約金額 | 193,160,000 円
(内消費税 17,560,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 伊那市日影 58 番地
清野建設株式会社
代表取締役 栗原 敦司 |

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

美すずスポーツ公園運動場改修工事請負契約を締結するため、提案するものであります。

長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 291 条の 3 第 1 項の規定により、長野県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年長野県長野地方事務所指令 18 長地政第 331 号許可）の一部を別紙のように変更することについて協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 48 号）の施行により、令和 6 年 12 月 2 日から被保険者証が廃止になることに伴い、長野県後期高齢者医療広域連合規約を変更するため、提案するものであります。

別紙

長野県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

長野県後期高齢者医療広域連合規約（平成１９年長野県長野地方事務所指令１８長地政第３３１号許可）の一部を次のように変更する。

第４条中「に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる」を「及び高齢者医療確保法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第１７条第２項中「別表第２」を「別表」に改める。

別表第１を削り、別表第２を別表とする。

附 則

この規約は、令和６年１２月２日から施行する。

伊那市組織条例等の一部を改正する条例

(伊那市組織条例の一部改正)

第 1 条 伊那市組織条例（平成 1 8 年伊那市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「文化スポーツ部」を削り、
「保健福祉部」を「健康福祉部
こども部」に改める。

第 2 条中企画部の項第 2 号中「人口増対策」の次に「並びに人権及び男女共同参画」を加え、同条文化スポーツ部の項を削り、同条保健福祉部の項中「保健福祉部」を「健康福祉部」に改め、第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) スポーツに関すること。

第 2 条中健康福祉部の項の次に次の 1 項を加える。

こども部

(1) 子育て支援に関すること。

(伊那市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

第 2 条 伊那市予防接種健康被害調査委員会条例（平成 1 8 年伊那市条例第 9 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「保健福祉部健康推進課」を「健康福祉部」に改める。

(伊那市医療政策審議会条例の一部改正)

第 3 条 伊那市医療政策審議会条例（平成 2 2 年伊那市条例第 2 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「保健福祉部健康推進課」を「健康福祉部」に改める。

(伊那市子ども・子育て審議会条例の一部改正)

第 4 条 伊那市子ども・子育て審議会条例（平成 2 5 年伊那市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「保健福祉部子育て支援課」を「こども部」に改める。

（伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例の一部改正）

第 5 条 伊那市教育に関する事務の職務権限の特例を定める条例（平成 3 1 年伊那市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

本則中「次のとおり」を「スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）」に改め、各号を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 8 月 2 9 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

令和 7 年 4 月 1 日付けの組織機構の改編に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

伊那市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成 27 年伊那市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改め、同条第 4 号中「第 2 条第 12 項」を「第 2 条第 13 項」に改め、同条第 5 号中「第 2 条第 14 項」を「第 2 条第 15 項」に改め、同条に次の 2 号を加える。

(6) 特定個人番号利用事務 法第 19 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。

(7) 利用特定個人情報 法第 19 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

第 5 条第 1 項中「法別表第 2 の第 1 欄に掲げる機関が、同表の第 3 欄に掲げる機関」を「市長が教育委員会に対し、又は教育委員会が市長」に、「同表の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「同表の第 3 欄に掲げる機関」を「市長又は教育委員会」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第 2 中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条第 3 号から第 5 号までの改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 46 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準
を定める条例の一部を改正する条例

伊那市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る基準を定める条例（平成 26 年伊那市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)」を「第 140 条の 66 第 1 号イ」に改める。

第 3 条第 1 項中「常勤の職員の員数」の次に「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同条第 2 項中「前項の規定」を「第 1 項の規定」に改め、同項の表中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項各号の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 6 年 8 月 2 9 日 提出

伊那市長 白 鳥 孝

（提案理由）

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 6 1 号）の施行に伴い、所要の改正を行うため、提案するものであります。

令和 5 年度伊那市一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市営駐車場事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市藤沢財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市北原財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度伊那市長藤財産区特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度伊那市水道事業会計未処分利益剰余金 248,759,491 円のうち 40,838,848 円を自己資本金に組み入れ、207,920,643 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度伊那市水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算認定
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 32 条第 2 項の規定により、令和 5 年度伊那市下水道事業会計未処分利益剰余金 189,613,468 円を減債積立金に積み立てることについて、議会の議決を求めるとともに、同法第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度伊那市下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 5 年度伊那市自動車運送事業会計決算を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市一般会計第 4 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市介護保険特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市公有財産管理活用事業特別会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市下水道事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝

令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、令和 6 年度伊那市自動車運送事業会計第 1 回補正予算を、別冊のとおり提出する。

令和 6 年 8 月 29 日提出

伊那市長 白 鳥 孝